

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	湖北まちづくりセンター 湖北文化ホール 湖北図書館 山本山運動広場運動場 山本山運動広場体育館 湖北体育館
---------	--

申請者	所在地	長浜市湖北町海老江276番地
	団体名	特定非営利活動法人学びの里湖北
	代表者氏名	理事長 小林 邦男

指定管理料提案額	令和5年度：27,596,000円 令和6年度：27,596,000円 令和7年度：27,596,000円 令和8年度：27,596,000円 令和9年度：27,596,000円
----------	---

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体との連携を密にして交流や各種活動の場を提供することにより、まちづくりの拠点施設となります。更に各種団体の活動を支援しながら、サポートに努めます。 諸団体の会議や発表の場を提供し、まちづくりに寄与します。
(2) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と行政とのパイプ役として、各種情報収集や情報提供に努めます。 利用者の声BOXを設置するなど、幅広く地域住民の声を速やかに行政に届けます。
(3) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第3号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 自らが進んで学べる生涯学習・社会教育の拠点として、子どもから大人まで生涯にわたり学べる各種教室・講座を開講し、仲間づくり人づくりができる学習の場を提供し、まちづくり、地域づくりに努めます。
(4) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第4号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民のニーズに応えられるよう情報収集に努め、地域課題を解決できるよう課題の整理を行い、豊かで住みよい地域づくりに寄与します。
(5) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第5号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやフェイスブック、グーグルマップなどを活用して情報提供を行います。 各団体の情報交換、交流の場として施設の積極的な活用に努めます。

(6) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ「こほくEクラブ」と連携しながら、幼少期から大人まで楽しく運動との出会いの機会を提供し、心身ともに健全な青少年を育成します。 ・地域の大人が関わることで、地域の教育力の向上を目指します。
(7) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している各種スポーツ団体やスポーツ少年団等の支援が行えるよう、競技場などや設備器具類の提供やスポーツ振興を図りながら柔軟な対応に心がけながら、スポーツの振興普及に努めます。
(8) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に親しみやすく利用しやすい地域密着型の管理を目指します。 ・コンプライアンスを徹底し、個人情報保護に努めます。 ・行政と連携を密にして、情報共有を図りながら管理運営に努めます
(9) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で構成された地縁NPO法人が当施設を管理運営することで、地域に根ざした、地域密着型の管理ができると考えます。 ・合併後から現在までの指定管理者としての経験を活かして、さらに地域住民、利用者等へのサービス向上に役立てることができると考えます。
(10) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区には、3つの連合自治会、地域づくり協議会があり、現状は地域性の違いから、一つにまとまることができていませんが、今後時代の流れにより世代交代が多くなれば、統合の可能性もあり得ることから、長い目で見守りながら支援して行きます。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長会議やほうれんそう会の中で、他施設等の情報を得ながら社員の資質向上に努めます。 ・職場内研修（OJT）により、レベルアップを目指します。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・社員は常に利用者の立場に立って、親切丁寧な真心こもった対応をします。 ・利用者、来館者がいつも気軽に、気持ちよく来られるよう清掃に努めます。 ・年間利用者数がコロナ前（25千人）に戻るよう努めます。
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習協議会、青少年育成会議、子ども会湖北支部、文芸協会湖北支部、総合型地域スポーツクラブ等の事務局を引き続き預かる中で、事業等の企画段階から関わりながら連携を深めていきます。 ・フードバンクや地区社協との連携を行い、より多くの人にセンターとの関わりを持ってもらえるよう努めます。
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの随時更新やフェイスブックなどインターネットを活用したタイムリーな情報提供を行います。 ・まちづくりセンターだよりや各種事業風景写真等をロビーに掲示しています。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査や利用者の声BOXを設置して、地域住民のニーズや課題等を把握します。 ・スポーツ施設も同様アンケート調査を行いニーズを把握します。
(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情や要望等を整理して速やかに問題点を明確にすると共に、組織的に迅速で親切丁寧な対応を行います。 ・行政に報告や関係者との協議を行い、今後の施設管理運営に役立ちます。(スポーツ施設も同様)
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社員全員が常にサービス業であることを意識して、利用者等に対して、明朗で親切な対応に心がけ、資質の向上に努めます。 ・利用者、来館者には積極的に接し、様々なニーズを把握し、更なるサービス向上を図ります。

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
-------------------------	-----------

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

7 スポーツ振興事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画	事業計画書のとおり
------------------------	-----------

8 自主事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画	事業計画書のとおり
--------------------	-----------

9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社員全員が常に経費節減を意識して、自らが実行する。 ・利用者にも迷惑がかからないよう節電や節水への理解と協力を、お願いします。
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は原則条例に定められている使用料の額で、変更はしません。(スポーツ施設も同様)
(3) 休館日・開館時間の変更の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日利用や時間外利用については、今までどおり適時開館するなど柔軟な対応をします。基本変更はしません。 ・閉館時間は、光熱水費や人件費等の削減のため、最終利用者の使用時間までの開館としたい。

(4) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務は、専門分野、直営分野も含め年間作業計画に基づき実施します。 ・直営分野は確認チェックシートを作成するなど効率的な管理に努めます。 ・センター等、建築経過年数が長く修繕できる範囲で修繕します。
(5) 安全・安心への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・消防訓練（消火訓練・通報訓練・避難訓練）やAEDの操作研修等を行い、意識面・技術面ともに能力の向上を図ります。 ・夜間専用管理人を配置して、夜間利用者が安心して利用できる体制を整えます。
(6) 必要な有資格者の選任、配置方法	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者1名、甲種防火管理者2名の配置を行います。 ・法定点検に係るものは、専門業者に委託して対応します。

10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市個人情報保護条例等の規定を遵守して、個人情報の漏えいや目的外使用がないよう、PCのセキュリティー、記録媒体はロッカーでの施錠厳重保管管理します。管理責任者を配置して適正な管理に努めます。
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設来館者等のマナー違反も見受けられます。各種事業の中や施設利用者にごみの分別を強化します。 ・空調設備においては、冷暖房の温度設定や節電などで地球温暖化防止対策に努めます。
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検、定期点検は、関係法令などに従い、専門家による点検。 ・緊急時の対応策に基づき適切な対応を行います。 ・自然災害を始め、火災停電等に対し速やかに救護活動、避難誘導を行い関係機関への出動要請を行います。 ・総合賠償保険や普通傷害保険に加入します。

11 自由提案【審査基準：条例第4条第1号、第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型の地縁NPO法人であり、湖北地域に精通した人脈が整っています。人脈を活かしながら、他に類を見ない特色ある施設を、有効かつ効率的に稼働できるよう努めます。 ・人づくりは、まちづくりと言われますように、まちづくりセンターで学んだ学習を地域に持ち帰り、地域で情報発信することで、豊かなまちづくりができます。学ぶ喜びや楽しみを共に分かち合う仲間づくり「豊かに生きる人づくり」を目指します。 ・利用者満足度の向上に向け、社員は常に意識した対応に心がけます。
(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特長を活かし、有効利用できる事業展開（例：長浜プロレスなど）を行いたい。

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

※審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことで。

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第1号に掲げる「市民主体の住みよく特色のあるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

・各種団体との連携を密にして交流や各種活動の場を提供することにより、まちづくりの拠点施設となる。更に各種団体の活動を支援しながら、サポートに努めます。

湖北地区人権学習協議会・青少年育成会議・子ども会湖北支部・文化芸術協会湖北支部・総合型地域スポーツクラブ・朝日地区地域づくり協議会の各事務局を担当する中、これらの団体の構成員は各自治会から選出された人であり、各地域のいろいろな情報を持っておられます。さらに交流を深めてその活動を支援することで、人づくり・地域づくりを進めていきます。

また、センターでは多くのサークルが活発なサークル活動をされています。親しまれる利用しやすい施設を目指し、サークル会議やサークルの発表に場を提供し、いろいろな情報を収集しながら、まちづくり、地域づくりに役立てていきます。

(2) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第2号に掲げる「市民と行政による協働の取組の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

地域住民で構成された地縁NPO法人与行政との連絡を密にとりながら、地域住民からの情報提供に努めると共に、地域住民の声を速やかに行政に届けます。

行政施策を社員は十分理解して住民への質問等にも市と協働しながらその対応にあたり、市主催のイベント等にも十分に広報して積極的に参画してまいります。

(3) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第3号に掲げる「生涯学習事業の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

まちづくりセンターでは、生涯学習の推進は最も重要なことです。人と人とのつながり、仲間づくり、絆を大切に、学びを生かすことのできる学習の場を提供します。

「いつでも・どこでも・だれでも・何にでも」子どもから大人まで楽しく学ぶことのできる学習を基本に、地域づくり、人づくりに取り組みます。

学ぶ喜びや楽しみを共に分かち合う仲間づくりを目指すため、各種教室・講座の開講を行います。

他に類を見ない設備を整えた施設の有効利用を図るため、地域住民のニーズに応えた、より充実した学習の場に努めます。

(4) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第4号に掲げる「地域課題に対する住民の学習及び活動の支援」についての考え方や基本方針を提示してください（地域課題は明確に示してください）。

- ・当地域には、3つの連合自治会と3つの地域づくり協議会があります。地域性の違いから今日まで統合することができませんが、今後世代交代が増えれば、一つにまとまる可能性は見えてきます。解決に向け時間を掛けて、話し合いの場を設けたい。
- ・地区社協「湖北福祉の会」と連携しながら、独居老人やしょうがい児者のみなさんに小学生が書いた絵手紙年賀状を発送し、複写した「年賀状展」を開催していきます。
- ・常に地域の動向を把握し情報を収集しながら、課題の把握・整理を行い、住みよい地域づくりに寄与します。

(5) 長浜市市民まちづくりセンター条例第3条第5号に掲げる「地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくり」に対する考え方や基本方針を提示してください。

- ・ホームページやフェイスブックなどの更新を随時行い、タイムリーな情報発信を行っていきます。
- ・各種教室・講座の情報をセンターエントランスに掲示します。また、各サークルの協力を得て活動内容を掲示できるよう努めます。

(6) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第1号に掲げる「体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施」に対する考え方や基本方針を提示してください。

- ・総合型地域スポーツクラブの事務局を担当する中、「総合型キッズスポーツ教室」「軽スポーツバイキング」「ピラティス教室」などを開講して、幼少期から大人まで楽しくスポーツに親しめるようスポーツの普及振興を図ります。
- ・少人数でも楽しく学ぶことのできる、子どもを対象にした「バトミントン体験講座」や「卓球体験講座」を企画してスポーツの普及振興に努めます。
- ・長浜サッカー協会の協力を得て「フットサル大会」を実施したい。

(7) 長浜市民スポーツ施設条例第3条第2号に掲げる「競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供」に対する考え方や基本方針を提示してください。

・各施設とも設置以来経過年数が長く、器具類にも支障をきたしている物品もありますが、修理や交換を行いながら、地域で活動されているスポーツクラブやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の活動に対して、競技場や会議室、設備器具類の提供を行い体育、スポーツの普及振興に努めます。

・施設使用許可申請書は、まちづくりセンターホームページよりダウンロードできるよう設定しています。また、電話での対応も土日や夜間（休館日除く）でも受付できる体制を整えて、柔軟な対応を行います。

(8) 施設の設置目的をふまえて、施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

・地域住民で構成された地縁NPO法人が、当該施設を管理運営することで、地域に根ざした、地域密着型の管理ができると考えます。

人づくりは、まちづくりと言われますように、まちづくりセンターで学んだ学習を地域に持ち帰り、地域で情報発信することで、豊かなまちづくりができます。学ぶ喜びや楽しみを共に分かち合う仲間づくり『豊かに生きる人づくり』を目指して、誰もが学べる場ときっかけづくりの提供を行う、各種教室・講座開講を行いながら、学びを通じた「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」で学びの充実を地域の活性化がよい循環となるような生涯学習の推進に努めます。

サークル活動に対して、使いやすい親しみやすい施設になるような活動の場を提供します。

・コンプライアンスを徹底し、個人情報の保護に努めます。

・住み慣れた湖北地域で、誰もが安心して安全な生活ができるよう、柔軟に活用できる施設として、夜間専用管理人を配置するなど、安心・安全を担保にしながら、社員が一丸となって管理運営に努めます。

・災害時や緊急時に備えた危機管理を行うとともに、省エネなどの環境に配慮した施設維持管理や施設整備に取り組みます。

・総合型地域スポーツクラブと連携しスポーツ少年団や各種スポーツクラブ等に競技場や設備器具類の提供を行い、スポーツ振興を図ります。

(9) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

・当NPO法人は、1市6町の合併（H22，1）以後当該施設（スポーツ施設は、H30年から）を管理運営しています。地域住民にも信頼されており、法人定款の事業を行っていくことで、地域密着型の管理運営を行いたい。合わせて、地域住民のニーズに素早く対応できる体制を整えています。地域住民で構成された地縁NPO法人による管理運営が必要と考えます。

・3つの地域づくり協議会のうち、朝日地区地域づくり協議会とこほく地域づくり協議会の2つがまちづくりセンターに事務局を置いています。両協議会には支援協力を行い、地域づくりの推進を図ります。

・生涯学習事業の推進により、多くの人との出会い、知識を広げ、技術を身につけていただける場、地域住民が生涯にわたり学習し続ける場、コミュニティづくりの場、さらには、スポーツの普及振興を図るため、競技場などや設備器具類の提供、地域で活動している団体の支援を行えるよう努めたい。

(10) 施設の課題とその対応について提示してください。

・連合自治会と地域づくり協議会は、それぞれ3地区あり、それぞれが地域課題に取り組みながら活動されている。まちづくりセンターは1施設なので今後は連合自治会も地域づくり協議会も一つに統合するよう働きかけます。

・湖北地域には、小学校3校があり、センターは、ほぼ中央に位置している。児童数も減少傾向が見られます。センター各種教室の参加者としては、やはり中央にある速水小学校区が多いことから、他校区の方にも参加しやすい充実した内容の企画も必要と考えます。

なお、湖北地域以外の長浜市内や近隣の米原市からの参加者もいます。保護者に送迎していただけるなら、どこからでも受け入れ可能にしています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

- ・施設管理運営マニュアルに基づき適切な対応を行います。

夜間専用管理人を配置して、夜間利用者に対して安心して利用できる施設管理を行います。また、スポーツ施設も含め、電話による各施設の利用予約を受付します。

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
所長	施設管理全般・外部団体事務	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30-17:15
副所長	施設管理・人権学習事務	甲種防火管理者 危険物取扱者	常勤	通常勤務 8:30-17:15
事務員	経理全般・一般事務	簿記1級	常勤	通常勤務 8:30-16:30
事務員	一般事務・外部団体事務	栄養士	常勤	通常勤務 8:30-16:30
夜間専任	夜間利用の施設管理		常勤	通常勤務 17:30-21:30
臨時	事務室管理（スポーツ施設受付含）		土曜隔週	通常勤務 8:30-17:15
臨時	事務室管理（スポーツ施設受付含）		土曜隔週	通常勤務 8:30-17:15
臨時	事務室管理（スポーツ施設受付含）		日曜隔週	通常勤務 8:30-17:15
臨時	事務室管理（スポーツ施設受付含）		日曜隔週	通常勤務 8:30-17:15
臨時	事務室管理（スポーツ施設受付含）		日曜隔週	通常勤務 8:30-17:15
臨時	事務室管理（スポーツ施設受付含）		日曜隔週	通常勤務 8:30-17:15

（職員の採用計画）

- ・状況により民間経験者を採用する場合があります。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

- ・行政経験者や企業経験者の社員ですが、改めて接遇研修を行い、利用者の立場になって窓口対応できるようにします。
- ・市や関係機関などが開催する研修会等には積極的に参加し、知識や技術の習得に努めます。
- ・社内においては、より経験豊富な社員から経験の浅い社員に対して、職場内研修（OJT）も日常業務の中で行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標を提示してください。

- ・利用者アンケートや聞き取りにより、感想や要望を把握します。
- ・窓口対応や電話対応では、親切でやさしく笑顔での対応に心がけ、利用者に好印象を与え、次回への利用に結びつけます。
- ・利用者からの苦情や意見、要望には組織的に迅速で親切丁寧な対応を行い、解決策の実施を速やかに行うとともに、必要に応じて市担当部局に報告し協議を行う。
- ・利用促進のため、創意と工夫を凝らした自主事業を模索します。
- ・予約システムの導入により利用者が混乱することが推測されますが、電話対応などで柔軟な受付をします。

【達成目標】

湖北まちづくりセンター

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	1,980件	18,000人	各種教室・講座を例年どおり開講することを原則としました。 コロナ禍のため、利用を控えている団体もあり、過去5年間の平均値から算出。 3年後から以前に戻る計画。
令和6年度	2,000件	18,500人	
令和7年度	2,100件	19,000人	
令和8年度	2,150件	19,500人	
令和9年度	2,200件	20,000人	

湖北文化ホール

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	180件	13,000人	3年続きのコロナ禍で利用件数、利用者数も大きく減少した。件数は徐々に回復してきたが、参加者数を制限されている団体が多いため、過去5年間の平均値から算出。3年後から以前に戻る計画。
令和6年度	190件	14,000人	
令和7年度	200件	16,000人	
令和8年度	230件	17,000人	
令和9年度	250件	18,000人	

山本山運動広場運動場

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	50件	4,000人	コロナ禍ですが、野球連盟やサッカー、スポ少の利用団体があり、過去4年間の平均値から徐々に増加すると想定しました。
令和6年度	55件	4,050人	
令和7年度	60件	4,100人	
令和8年度	65件	4,150人	
令和9年度	70件	4,200人	

山本山運動広場体育館

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	780件	15,000人	コロナ禍ですが、フットサルの利用団体が多くなり、過去4年間の平均値から徐々に増加すると想定しました。
令和6年度	800件	15,100人	
令和7年度	820件	15,150人	
令和8年度	840件	15,200人	
令和9年度	860件	15,250人	

湖北体育館

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和5年度	800件	20,000人	コロナ禍ですが、フットサルの利用団体が多くなり、過去4年間の平均値から徐々に増加すると想定しました。
令和6年度	820件	20,200人	
令和7年度	840件	20,400人	
令和8年度	860件	20,600人	
令和9年度	880件	20,800人	

(2) まちづくりに関係する地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください。

・センターは、地域住民の交流の場、まちづくり活動の場、生涯学習推進およびスポーツ振興の拠点という役割を担う以上、地域・関係機関・ボランティア関係者等との連携は不可欠であり重要と考えています。

・連合自治会と地域づくり協議会は、それぞれ3地区あり、時間を掛けて統合するよう努めます。

・地区社協は理事を務めていることから、一層関わりを深め運営や事業実施の支援を行っていきます。

・青少年育成市民会議や人権学習協議会、子ども会湖北支部、文化芸術協会湖北支部総合型地域スポーツクラブ等は、引き続き事務局を担当し、事業支援をしながら、絆や連携を深めていきます。

・各種教室・講座等の開催にあたり、受講生より託児の依頼等があれば、託児サポート「さくらんぼ」の協力を得て、ボランティアの育成に努めます。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

・ホームページやフェイスブック、グーグルマップなどにより、タイムリーな情報提供を行います。

・センター等の事業活動内容をロビーに掲示して情報を発信します。

・事業案内のチラシを新聞折り込みで、周知を行います。

・地域ローカル新聞等に、記事掲載協力を依頼して、幅広くPRを行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

- ・利用者アンケート調査や聞き取りを行い、要望やニーズの把握に努めます。
- ・窓口に「利用者の声BOX」を設置して、利用者や来館者のご意見等を把握します。
- ・窓口対応や電話対応も、親切丁寧な受け答えを行い、ニーズなどの把握をしていきます。
- ・情報アンテナを設けて、さらに詳しいニーズを把握しながら、素早く対応できる体制づくりに努めます。

(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応について提示してください。

- ・地域に精通しているとは言うものの、人それぞれの考え方や、意見など違います。管理運営に係る、様々な苦情等については、施設管理運営の改善や資質向上を図る要素でもあります。社員は迅速かつ親切な対応に努めます。
- ・苦情等があった場合は、記録すると共に、その原因を整理し、問題点を明確にします。
- ・関係者との協議を行い、解決策の提案や交渉を行います。
- ・合意した解決策の実施を速やかに行います。
- ・防止策および改善策の検証をします。
- ・経緯および結果の記録をデータで保存し、今後の施設運営に役立てます。
- ・利用者等との話し合いや交渉は、複数人で行い、場合により行政にも協力を依頼します。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

・サービス業であることを認識し、地域に精通した人材を配置すると共に、迅速に対応できる窓口体制を整えます。社員の資質向上を図り、自己研鑽はもとより、各種研修を通じて、地域住民や利用者、来館者に対する接遇サービス向上に努めます。常に、地域住民、利用者、来館者のニーズを把握して、業務改善に努めていきます。

また、センターホームページでは、センター、文化ホール、スポーツ施設の利用許可申請書をダウンロードできるように設定しています。

なお、施設利用を終えられた利用者には、次の利用者が気持ちよく使えるよう、利用後の後片付けや清掃をお願いしていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

特にまちづくり推進事業の提案については、3つ以上の事業提案を求めます（A4版・任意様式）。

- ① 朝日地区地域づくり協議会と連携しながら、「ふるさとの山を歩こう」活動に支援・協力します。朝日小学校PTA等が主体となり、小学校全児童が学年ごとに分かれて、地元地域の山を歩き歴史を学ぶ事業です。

・ふるさとの山を歩こう 年1回・・・280人

朝日小学校4・5・6年生を対象にした「朝日学区通学合宿」に実行委員として参加し支援協力します。（実施予定場所：山本自治会館）

・通学合宿 3泊4日・・・30人

湖北地域観光振興事業「水とロマンの祭典」に実行委員として支援協力します。

・参加者数 5,000人

- ② 長浜の歴史を知る。「脇坂甚内安治」を学ぶ、講演会。

講演会 年1回・・・130人 講師：元長浜市学芸専門監 太田浩司氏（予定）

小谷地区地域づくり協議会や小谷城址保勝会と連携を取りながら実施したい。

- ③ 子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業

長浜市よりの委託事業の中で「わたしの魅力UP講座」を実施します。

湖北地域で活躍されている講師を迎え、わずかな時間で、自分みがきをはじめてもらいます。地域に古くから伝わる伝統料理の実習講座で、地域で採れた農産物や地域で採れた「尾上菜」を使いながら後世に継承していきたい。「尾上菜」については場合によって、長浜農業高等学校やバイオ大学に支援協力を依頼します。

- ④ ふれあい広場文化祭「みんなの作品展・ステージ発表会」を文化芸術協会湖北支部と共催で実施します。

湖北地域内の保育園、こども園、幼稚園4・5歳児の絵画や3小学校全児童の書、絵画、中学校選抜の書、絵画を始め、各種文化団体や自治会サロンなどの作品展示を始め、センター等を拠点に活動されているサークル団体や中学校吹奏楽部などに日ごろの活動成果を発表していただき、幅広い年代の方々の交流の場とします。

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

なお、必須的生涯学習推進事業である以下の①～③については必ずテーマごとに1つ以上の事業を提示すること。

① 人権

・長浜市人権尊重都市宣言のもと、「湖北地域人権学習協議会」と連携しながら、人権の大切さを学び、気づきから行動へとつながる人権意識を高めます。

○『湖北地区人権のつどい』 年1回・・・200人（毎年12月上旬）

地域住民等を対象に、講演会や人権コンサートなどで人権について学びます。

○『地域人権学習会』 湖北地域35自治会で開催。開催数・・・35回

単位自治会ごとに、それぞれの自治会館等で、講師の話を聞いたり、人権に関するビデオを鑑賞して、人権意識を高めます。

○まちづくりセンター内で事務局を担当します。

② 青少年健全育成

・「湖北地区青少年育成会議」と連携しながら湖北地域の青少年健全育成に取り組みます。

○まちづくりセンター内で事務局を担当します。

○『青少年健全育成のつどい』を湖北分区更生保護女性会や地区社協協力して開催します。年1回・・・100人（毎年7月中旬）

○『夏休み巡回パトロール』 年1回・・・10人（駐在所の協力あり）

○『朝のあいさつ運動』 年27回・・・延べ80人

③ 家庭教育

○子ども会湖北支部の事務局を担当します。

○保育園・こども園・幼稚園・未就園児親子を対象にした、チルドレンワークショップによる『歌はともだちクリスマスコンサート』を実施します。

年1回・・・300人（主催は「長浜市民芸術文化創造協議会」主管：湖北文化ホール指定管理者）

○こども映画会（長期休み期間中）を実施します。

親子のふれあいの場を提供し、親子の絆を深めます。

年1回・・・250人

④ その他生涯学習推進事業

- ・子どもの居場所づくりに取り組みます。

子どもを対象にした「子どもリズム体操教室」や「油絵教室」「書道教室」などの自主事業を開催します。

- 「子どもリズム体操教室」 年24回（生涯学習・文化推進事業）
- 「油絵教室」 年12回（生涯学習・文化推進事業）
- 「書道教室」 年36回（生涯学習・文化推進事業）
- 子ども学び座事業（委託事業） 12回・・・240人

小学生を対象に、原則月1回土曜日に開催。物づくりなど文化活動に取り組み仲間づくり、友だちづくり、異年齢、他校との交流を図ります。

- 「朝日学区通学合宿」3泊4日（実行委員会）地域のことを学び、もらい湯などを通して、地域の方々とのふれあいや参加者同士が協力し合って取り組む食事や掃除などの共同生活を通じて「自分のことは自分でする」など自立心を向上させるきっかけづくりに努めます。

・活力ある豊かな長寿社会づくりの実現に向けて、学習を進めなければならない状況の中で、より豊かで充実した人生を送るため、楽しさや喜びを感じながら自分自身を高め自己現実を目指していく学習の機会や場を提供します。

- 1 『いきいき湖北市民大学』年間3回から5回程度。 参加者30人

講演会や音楽鑑賞、社会見学など社会情勢にあった内容を企画しながら、興味ある方ならどの年代も受け入れます。

・生涯学習や生きがいづくり、資質の向上、技術の取得を図り、生涯学習に寄与する。様々な学習を進め、仲間づくりを図ります。

- 2 『きらめきスクール』 年間3回～5回程度 参加者数 10人

・生涯学習・文化推進事業

- 1 【各種教室】（一般の方対象 昼の教室）

- ・フラダンス教室 毎月3回 16名（専門講師の指導）
- ・ソーパークーピング教室 毎月2回 10名（専門講師の指導）
- ・3B体操教室 毎週水曜日 15人（専門講師の指導）
- ・リラックスヨガ教室 毎月2回 20名（専門講師の指導）
- ・健康ヨガ教室 毎月2回 25名（専門講師の指導）
- ・俳句・短歌教室 毎月2回 15名（知識ある講師の指導）
- ・お菓子教室 全11回 12名（専門講師の指導）
- ・己書教室（初心者向け）毎月1回 20名（専門講師の指導）

- ・ピラティス教室 毎月2回 20名（専門講師の指導）
- ・編み物教室 毎月2回 15名（知識ある講師の指導）
- ・旬の食材で簡単料理教室 毎月1回 16名（専門講師の指導）
- ・陶芸教室（中学生以上） 毎月2回 16名（知識ある講師の指導）
- ・古文書教室 毎月1回 15名（知識ある講師の指導）
- ・ズンバ教室 毎月2回 15名（専門講師の指導）
- ・油絵教室 毎月1回 15名（専門講師の指導）
- 【各種教室】（一般の方対象 夜の教室）
- ・書道教室 毎月3回 15名（専門講師の指導）
- ・華道教室 毎月2回 15名（専門講師の指導）
- ・ゆるやかヨガ教室 毎週木曜日 25名
- 【各種教室】（おもに園児・小学生対象）
- ・子どもリズム体操 毎月2回 20名（専門講師の指導）夜の教室
- ・キッズダンス教室 毎月2回 20名（専門講師の指導）夜の教室
- ・油絵教室 毎月1回 15名（専門講師の指導）昼の教室
- ・書道教室 毎月3回 10名（専門講師の指導）夜の教室
- ・華道教室 毎月2回 15名（専門講師の指導）夜の教室

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 スポーツ振興事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したスポーツ振興事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

○総合型地域スポーツクラブ「こほくEクラブ」の事務局を担当します。

・こほくEクラブと連携協力しながら、子どもから大人までスポーツに親しめる楽しい事業を実施します。

1 総合型キッズスポーツ教室「委託事業」（湖北体育館）

幼少期（5歳児～小学2年生程度）を対象に、楽しく運動しながら、運動の基礎能力はもちろん協調性や記憶力、集中力を高められるよう、多様な運動遊びやスポーツの楽しさを体験できる場を提供します。

年間8回～12回 参加人数 20人（1回定員）

2 軽スポーツバイキング（湖北体育館）

親子や友だち同士で、いろんなスポーツにチャレンジします。

年間7回～8回 参加人数 120人

3 ピラティス教室（山本山運動広場体育館：フィットネスルーム）

女性を対象にした教室。理想とする正しい姿勢を学習し、その感覚を身に付けていきます。

年間22回 4教室 参加人数 15人（1教室あたり）

初心者ワンアップコース（2教室） レベルアップコース（2教室）

4 こほくEカップビーチボール親善大会（湖北体育館）

初めて部門・そこそこ部門・アスリート部門の3部門。長浜市在住、在勤（小学生以上）の4人以上の男女混合。自治会や事業所、友だちでチームをつくる。競技は4名で、試合中は常に男性2名以内または女性4名以内（小学生は女性としてカウント）総当たり戦またはトーナメント戦

年間1回 参加人数60人

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

8 自主事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

○「ピアノ発表会」 アットホームな発表会

年1回 出演者数50人

○自動販売機の設置（電力使用料は、設置者負担）

設置委託業者 コカ・コーラ ボトラーズジャパンビジネスサービス（株）

電力使用料収入 まちづくりセンター 29,076円（令和3年度実績）

湖北体育館 9,624円（令和3年度実績）

山本山運動広場体育館 7,634円（令和3年度実績）

売上手数料収入 60,871円（3箇所合計 令和3年度実績）

○「フリーマーケット」文化ホールの有効利用を図る

年1回（JA北びわこ農業協同組合の農業祭の開催に合わせる）44ブース

5のまちづくり推進事業と重複

○「ふれあい広場文化祭 みんなの作品展およびステージ発表会」

6の生涯学習推進事業③と重複

○「子ども映画会」 年1回（長期休み期間中）

○「歌はともだちクリスマスコンサート」年1回

6の生涯学習推進事業④と重複

○「いきいき湖北市民大学」年間3～5回程度

○「きらめきスクール」年間3～5回程度

○「長浜プロレス」の開催（令和3年度より主催者と協議中）

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

9 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について、具体的に提示してください。

- ・地域住民が利用される施設であり、極端なことはできないと考えますが、エントランスや廊下の間引き照明にするなど、利用者等が不安にならない範囲で、経費節減、効率化に努めます。共用スペース（エントランス・ロビー等）は、必要以外に冷暖房の入力は控え、設定温度は、冷房時：28℃、暖房時：19℃に設定して電力等の節約に努めます。

- ・文具、消耗品の適正在庫管理を行い、低価格の印刷機の利用や両面印刷の活用。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

湖北まちづくりセンター

区分	単位	使用料(税込)	利用料金(案)
小会議室	1時間	200円	200円
クラブボックス1	1時間	100円	100円
クラブボックス2	1時間	100円	100円
クラブボックス3	1時間	100円	100円
和室	1時間	200円	200円
厨房	1時間	300円	300円
工房	1時間	200円	200円
楽房	1時間	300円	300円

(利用料金の設定根拠)

- ・「長浜市市民まちづくりセンター条例」に従い、改正はしません。

湖北文化ホール

区分	単位	使用料(税込)	利用料金(案)
入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円未満の場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1,520円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	810円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	3,050円
		入場料等の最高額が1,000円以上の場合	3,050円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	810円

- ・条例に従い、改正はしません。

山本山運動広場運動場

区分			単位	使用料(税込)	利用料金 (案)
運動場 全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	920円	920円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		510円	510円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		510円	510円
		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,430円	1,430円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,830円	1,830円
	入場料等を徴収する場合	1,830円		1,830円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	510円		510円	
運動場 半面	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	1時間	510円	510円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円	300円
		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		810円	810円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,020円	1,020円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円	300円

(利用料金の設定根拠)

- ・ 条例に従い、改正はしません。

山本山運動広場体育館

区分			単位	使用料(税込)	利用料金(案)
アリーナ 全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	810円	810円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		410円	410円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		410円	410円
		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,230円	1,230円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,630円	1,630円
	入場料等を徴収する場合	1,630円		1,630円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	410円		410円	
アリーナ 半面	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円	410円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円	200円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円	200円	
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円	610円	
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		810円	810円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円	200円	
フィットネス スルーム	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	300円	300円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円	200円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円	200円	

	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		610円	610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円	200円
和室	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	100円	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		200円	200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円	100円
研修室	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	100円	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		200円	100円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円	100円

(利用料金の設定根拠)

- ・ 条例に従い、改正はしません。

湖北体育館

区分			単位	使用料(税込)	利用料金 (案)
アリー ナ全 面	入場料等 を徴収しな い場合	長浜市内に住所(団体又は法人に あってはその所在地)を有するもの がアマチュアスポーツに使用する 場合	1時間	1,020円	1,020円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等 を対象に使用する場合		510円	510円
		長浜市内のスポーツ少年団が少 年団員を対象に使用する場合		510円	510円
		長浜市内に住所(団体又は法人に あってはその所在地)を有するもの がアマチュアスポーツ以外の催物 に使用する場合		1,520円	1,520円
		長浜市外に住所(団体又は法人に あってはその所在地)を有するもの が使用する場合		2,040円	2,040円
	入場料等を徴収する場合	2,040円		2,040円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催す る事業に使用する場合	510円		510円	
アリー ナ半 面	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはそ の所在地)を有するものがアマチュアスポーツ に使用する場合	1時間	510円	510円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使 用する場合		300円	300円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象 に使用する場合		300円	300円	
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはそ の所在地)を有するものがアマチュアスポーツ 以外の催物に使用する場合		810円	810円	
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはそ の所在地)を有するものが使用する場合		1,020円	1,020円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催す る事業に使用する場合		300円	300円	
卓球 場	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはそ の所在地)を有するものがアマチュアスポーツ に使用する場合	1時間	200円	200円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使 用する場合		100円	100円	

	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		410円	410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円	100円
会議室1階	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	100円	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		200円	200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円	100円
会議室2階	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	100円	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		200円	200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円	100円

(利用料金の設定根拠)

- ・ 条例に従い、改正はしません。

(3) 休館日・開館時間の変更について、具体的な考え方を提示してください。

・幾度か休館日の変更がありましたが、現在の休館日や開館時間が定着浸透していますので、特に変更する考えはありません。

・時間外開館や休館日の開館も、今までどおり柔軟な対応で受付して、サービス向上に努めます。

(事例) 休館日使用：滋賀県農業共済組合湖北支所（建物共済推進説明会）年1回

時間外開館：実践倫理宏正会（午前4時～午前6時）年数回

(4) 維持管理業務仕様一覧の内容をふまえ、維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の具体的な内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について、標準的な年間作業計画を提示してください（A4版・任意様式）。なお、そのなかでは仕様一覧の内容を上回る部分について積極的に提案してください。

維持管理業務の年間作業計画（仕様書を基本とする）

1 湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館

区分	業務項目	業務内容	頻度
1 建築物の 保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	1回/年
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
	環境衛生管理	施設内における空気環境測定、害虫・ねずみ等の生息状況調査・駆除	空気環境測定
害虫・ねずみ等の生息状況調査・駆除			2回/年
2 建築設備 等の保守 管理	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	湖北文化ホール設備の点検	多目的ホール設備（吊物、音響、排煙窓等）の機能点検	随時
	昇降機保守点検	専門業者による昇降機（エレベーター）の機能点検	1回/月
	空調設備保守点検	ガスヒートポンプ・吸収式冷温水機・エアハンドリングユニット、それらの自動制御機器の保守点検	2回/年

		エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット・室内機・室外機等の清掃	4回/年
	地下式オイルタンク保守点検	地下式オイルタンク(3,000リットル)・埋設配管の気相部・液相部の保守点検	1回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
3	舞台設備	機構設備(つり物・回転壁・車いすリフト等)の保守点検	1回/年
	ホール客席いすの維持管理	照明設備保守点検	随時
		音響設備保守点検	1回/年
		映像設備保守点検	随時
	客席いす等の保守点検(移動席・264席)	客席いすの破損等の有無を確認	稼働日
		電動式いす付移動観覧席・フォールディングステージ等の保守点検	1回/年
4	備品等の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
		陶芸用電気窯の管理	随時
		ピアノの保守管理	専門業者によるピアノのメンテナンス(調律を含む)
		消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等
5	植栽の管理	樹木・植え込みの剪定作業(施設西側、施設西側の歩道・水路沿い、小鮎公園西側の駐車場周辺)	1回/年
		除草作業	敷地内の樹木、植え込み等における除草作業
		その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み等における施肥、殺虫剤の散布等
6	清掃業務	床面掃き掃除、掃除機がけ	全館 1回/週
	施設内定期清掃	カーペットクリーニング	全館カーペット部分 2回/年

清掃業務		ガラス磨き上げ	全館外回りガラス部分(外側・内側)	2回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレットペーパー・石鹼水補給、ドア拭き掃除		1回/日
	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除自動ドアのガラス磨き上げ		1回/日
	事務所受付のガラス清掃	事務所受付のガラス磨き上げ		1回/日
	中庭・水路の清掃	中庭・水路のごみ拾い・ブラシがけ		随時
	施設周辺・駐車場の清掃	ごみ拾い		1回/日
		除草、こけの除去		2回/年
その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃		随時	
7 除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場の除雪	施設の玄関周辺・駐車場(小鮎公園西側)等の除雪 ※駐車場(小鮎公園西側を除く)の除雪作業については、当市において行う。		10cm以上の降雪時 随時
8 保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防日常の巡回、監視		通年
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防		通年
9 駐車場管理業務※	駐車場の安全確保	自動車等の誘導		随時
	迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車防止		随時

※必要により、長浜市役所湖北支所との協議を行うこと。

1 湖北地区スポーツ施設

区分	業務項目	業務内容	頻度
1 施設の日 常点検	日常点検	施設に異常がないか目視による確認	1回/日

2 建築物の 保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	2回/年
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
3 建築設備 等の保守 管理	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1回/月
	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
4 施設機能 の維持管 理	グラウンドの維持管理 [運動場]	整地・土補充・掘起し・転圧・散水・除草	随時
	アリーナ床面ワックスがけ [体育館]	アリーナ床面ワックスがけ	1回/年
	スポーツ設備・器具の維持管理	バスケットボールゴール、バレーボールゴール、バドミントンポール、卓球台等の点検、安全管理	1回/月
5 備品等の 保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
6 植栽の管 理	植え込みの剪定作業	植え込みの剪定作業	随時
	除草作業	敷地内の樹木、植え込み等における除草作業	随時
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み等における施肥、殺虫剤の散布等	随時

7 清掃業務	施設内定期清掃 〔体育館〕	床面掃除機がけ	1回/週
		床面モップ拭き	1回/週
		ガラス磨き上げ (全館ガラス部分の外側・内側)	1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレットペーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除	5回/週
	玄関の清掃 〔体育館〕	玄関周辺の掃き掃除扉のガラス磨き上げ	5回/週
	ホールの清掃	休憩所の床・ソファ・テーブルの清掃	5回/週
	施設周辺・駐車場の清掃	ごみ拾い	5回/週
		除草・コケ等の除去	随時
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
8 除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	随時
9 保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防日常の巡回、監視	随時
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	通年

(5) 安全・安心への配慮について提示してください

- ・多くの施設を維持管理するにあたっては、どの施設も利用者の安全を第一優先として、快適に利用していただくため適切な施設管理に努めます。
- ・施設維持管理業務仕様一覧の業務について、委託等年間計画に基づき実施します。
- ・施設の点検状況や作業状況を確認するチェックシートを作成し効率的な管理に努めます。
- ・センター、ホール、図書館は、年2回の消防訓練を実施します。
- ・緊急的な修繕が必要な場合は、市当局と協議して、速やかに対応します。
- ・施設環境維持業務等特殊な業務は、専門業者に委託して対応します。
- ・その他必要が生じた場合は、市当局と協議します。

(6) 必要な有資格者の選任、配置方法について、具体的に提示してください。また、貴団体において、最低限必要なものに加えて有益な有資格者を管理施設に配置できる場合には、その内容や効果について提案してください。

○各種法令に基づき、有資格者を配置します。

1. 甲種防火管理者講習修了者を配置します。
 - ・所長ほか1名を常勤で配置。
2. 乙種4類危険物取扱者を配置します。
 - ・地下式オイルタンクが設置されているため、常駐の社員1名を配置。
3. その他施設維持管理に必要な専門的な資格を有する項目は、認められている専門業者に委託して対応します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

10 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組について、具体的に提示してください。

- ・「長浜市個人情報保護条例」等の規定を遵守し、個人情報の漏えいや目的外使用がないよう適正管理に努めます。
- ・使用申請書や受講申込書等記録媒体は、事務室ロッカー内に保管し、管理責任者を置きます。
- ・個人情報の利用にあたっては、利用目的の範囲内を遵守します。
- ・本人の同意を得ずに個人情報の複写や第三者への提供はしません。
- ・パソコン上での管理は、パスワードによるセキュリティ対策やウイルスバスターの導入により、各種ウイルス対策を行います。
- ・使用後の個人情報の処理は、シュレッダーによる裁断を行い、処理施設での焼却処分を行います。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組について、具体的に提示してください。

- ・持続可能な快適な環境を保つことを基本に、社員自らが率先した環境に配慮した行動に努め、利用者、来館者に理解を求めます。
- ・施設内はもちろん、敷地内も禁煙とします。
- ・各種事業の中や施設利用者に、ゴミの分別を強化します。
- ・冷暖房の温度設定や節電などで地球温暖化防止に努めます。
- ・ペットボトルのキャップ回収を行います。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制、予防対策について、具体的に提示してください。

- ・法定点検・定期点検は、関係法令などに従い、専門家による点検を行います。
- ・いつ起こるか分からない自然災害を始め、火災・停電・事故・防犯等の発生時には速やかに利用者等に対する救護活動、避難誘導を行い、関係機関への出動要請を行います。
- ・避難所の開設時には、行政等からの指示により速やかに開錠し、避難者を受け入れ避難者が不安に陥らないよう最善を尽くします。
- ・社員に普通救命講習（成人と小児）を受講させ、応急手当に関する正しい知識と技術を学ばせます。
- ・年2回の消防訓練（消火訓練・誘導訓練・通報訓練）を実施します。
- ・救急箱や応急用品等を常備します。
- ・施設内を随時巡回して、不審人物や不審物のチェックを行い、安全性を確保します。
- ・事故等に備え、傷害保険に加入します。
- ・その他別紙図示のとおり。

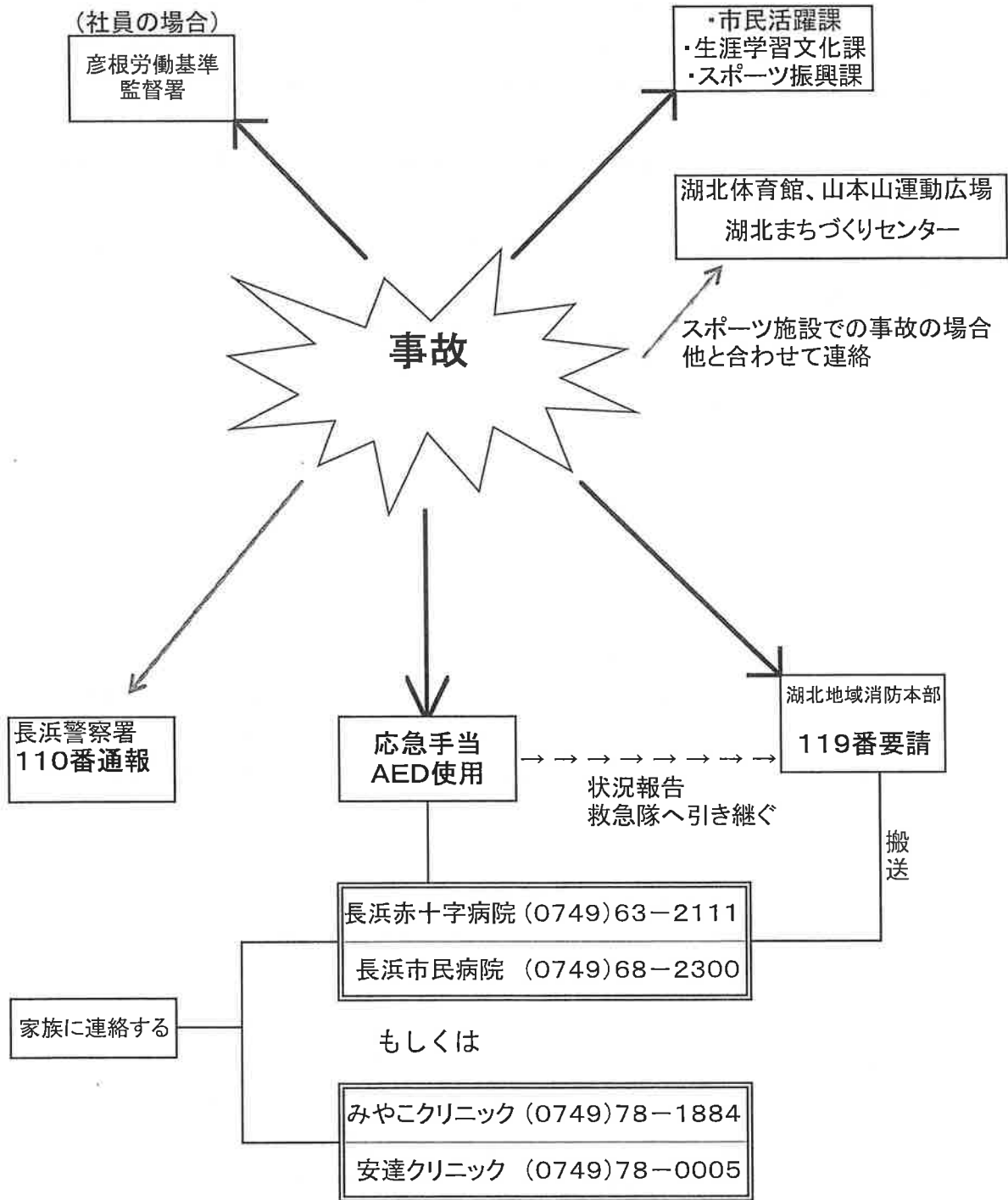
欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1 1 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法について、自由に記入してください。（例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など）

- ・地域密着型の地縁NPO法人であり、湖北地域に精通した人材を整えています。
この人脈を生かしながら、他に類を見ない特色ある施設を、有効かつ効率的に稼働できるよう社員が一丸となって様々な事業に取り組んでいきます。
人づくりは、まちづくりと言われますように、湖北まちづくりセンターで学んだ知識を地域に持ち帰り、地域で情報発信することで、豊かなまちづくりができます。
ひとり一人が生涯にわたり、自分の個性や能力を伸ばし、自分自身を育て生きがいのある充実した生活を送っていただくために、自分に適した方法で、楽しく人とふれあいながら学べ、新しい自分を発見していただけるような場を提供したい。

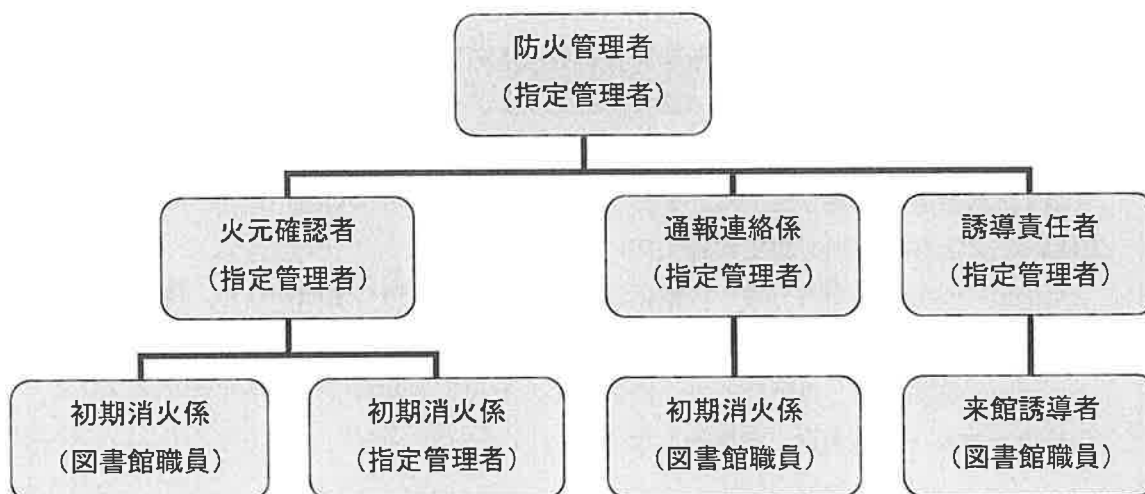
緊急時の対応策



※湖北体育館、山本山運動広場運動場並びに体育館のスポーツ施設で事故が発生した場合は、指定管理者への通報を合わせ徹底する。

湖北まちづくりセンター・湖北文化ホール

防災防犯管理組織図



1. 火災発生時には、火元確認の上、速やかに消防署（119）に通報すると共に、館内の来館者を安全な場所に誘導し、消火器や屋内消火栓により初期消火にあたる。
2. 長浜市役所湖北支所より応援を求める。
3. 土・日曜日の場合は、職員が限定されるため、まちづくりセンター（ホール）および図書館利用者の応援を求め、速やかな対応をする。
4. けが人が出た場合は、救急車（119）の要請を行うと共に、誘導者が応急手当をする。
5. 防犯についても同様の内容で、速やかに警察署（110）に通報すると共に、状況を確認して、非常事態の場合は、全職員が来館者を安全な場所に待避させる。
6. スポーツ施設においては、利用者が協力し速やかに初期消火にあたる一方、来場者を安全な場所に誘導する。
7. 消防車、救急車要請を行うと共に、警察署の要請および施設指定管理者に連絡する。

(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

・幼児から大人まで「いつでも・どこでも・だれでも・何にでも」楽しく学ぶことのできる各種生涯学習教室の開講を始め、女性を対象にした「きらめきスクール」や「私の魅力UP講座」などの自主事業を展開しながら、活力ある豊かな社会づくりの実現を目指したい。

・湖北まちづくりセンターへ行けば「こんな教室がある」「こんなことが学べる」と言った声が聞こえるよう、地域住民のニーズに応えられるような事業展開をしたい。

地域住民がその学びによって高まり、さらに人が煌めくことによって、まちが高まり、まちが輝きを増すものと思います。キラッと、ひとがきらめき、まちが輝く事業計画に取り組みたい。

・湖北地域特有の野菜『尾上菜』を使った「湖北の郷土料理教室」を長浜農業高等学校やバイオ大学の協力を得て実施したい。

・文化ホールでは、市内で唯一可動席、可動ステージを持つ施設のため、施設の特長を活かして、有効利用できる事業を展開したい。

・スポーツ施設では、長浜サッカー協会の協力を得て、総合型地域スポーツクラブと共催で「フットサル大会」を実施したい。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことで

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
指定管理料	27,596	27,596	27,596	27,596	27,596	137,980
利用料金収入	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	21,000
その他の収入	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	14,000
小計（指定管理業務）	34,596	34,596	34,596	34,596	34,596	172,980
自主事業収入	100	100	100	100	100	500
合計	34,696	34,696	34,696	34,696	34,696	173,480

2 支出

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
人件費	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
維持管理費	18,590	18,590	18,590	18,590	18,590	92,950
修繕費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500
その他の支出	2,706	2,706	2,706	2,706	2,706	13,530
小計（指定管理業務）	34,596	34,596	34,596	34,596	34,596	172,980
自主事業費	100	100	100	100	100	500
合計	34,696	34,696	34,696	34,696	34,696	173,480

※審査基準で示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことです。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館分

年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等	
指定管理料	27,596	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。	
利用料金収入	1,400		
その他	その他	300	
	生涯学習事業等	2,500	各種事業等受講料
	計	2,800	
小計（指定管理業務）	31,796		
自主事業収入	100	ピアノ発表会等参加費	
合計	31,896		

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	12,000	全施設の人件費をまとめて計上すること。	
維持管理費	消耗品費	300	施設管理用消耗品、トイレトペーパー等
	燃料費	1,800	灯油1,600千円 ガス代200千円
	光熱水費	3,900	電気代3,700千円 水道代200千円
	通信運搬費	250	電話回線、インターネット
	手数料	50	ネットバイキング・振込手数料等
	保険料	65	普通傷害保険
	委託料	3,873	清掃・消防・可動席・舞台機構・12条点検
	使用料・賃借料	340	下水道使用料・コピー機使用料等
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	2,000	消費税等
	計	12,578	
修繕費	800	施設内修繕	
その他	その他	2,500	各種事業講師謝礼等
	報償費	206	税理士・社労士
	計	2,706	
小計（指定管理業務）	28,084		
自主事業費	100	使用料等	
合計	28,184		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北地区スポーツ施設分

年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		2,800	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		2,800	
自主事業収入		0	
合計		2,800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	300	施設管理消耗品
	燃料費	30	ガス代
	光熱水費	3,200	電気代3,000千円 水道代200千円
	通信運搬費	80	NTT
	手数料	0	
	保険料	52	運動場賠償責任保険
	委託料	2,300	清掃・葉刈り・除雪・建築物12条点検等
	使用料・賃借料	50	下水道使用料
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	0	
	計	6,012	
修繕費		500	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		6,512	
自主事業費		0	
合計		6,512	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館分

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等	
指定管理料	27,596	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。	
利用料金収入	1,400		
その他	その他	300	
	生涯学習事業等	2,500	各種事業受講料
	計	2,800	
小計（指定管理業務）	31,796		
自主事業収入	100	ピアノ発表会等参加費	
合計	31,896		

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	12,000	全施設の人件費をまとめて計上すること。	
維持管理費	消耗品費	300	施設管理用消耗品、トイレトーパー等
	燃料費	1,800	灯油1,600千円 ガス代200千円
	光熱水費	3,900	電気代3,700千円 水道代200千円
	通信運搬費	250	電話回線、インターネット
	手数料	50	ネットバイキング・振込手数料等
	保険料	65	普通傷害保険
	委託料	3,873	清掃・消防・可動席・舞台機構・12条点検
	使用料・賃借料	340	下水道使用料・コピー機使用料等
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	2,000	消費税等
	計	12,578	
修繕費	800	施設内修繕	
その他	その他	2,500	各種事業講師謝礼等
	報償費	206	税理士・社労士
	計	2,706	
小計（指定管理業務）	28,084		
自主事業費	100	使用料等	
合計	28,184		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北地区スポーツ施設分

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		2,800	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		2,800	
自主事業収入		0	
合計		2,800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	300	施設管理消耗品
	燃料費	30	ガス代
	光熱水費	3,200	電気代 3,000 千円 水道代 200 千円
	通信運搬費	80	NTT
	手数料	0	
	保険料	52	運動場賠償責任保険
	委託料	2,300	清掃・葉刈り・除雪・建築物12条点検等
	使用料・賃借料	50	下水道使用料
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	0	
	計	6,012	
修繕費		500	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		6,512	
自主事業費		0	
合計		6,512	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館分

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等	
指定管理料	27,596	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。	
利用料金収入	1,400		
その他	その他	300	
	生涯学習事業等	2,500	各種事業受講料
	計	2,800	
小計（指定管理業務）	31,796		
自主事業収入	100	ピアノ発表会等	
合計	31,896		

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	12,000	全施設の人件費をまとめて計上すること。	
維持管理費	消耗品費	300	施設管理用消耗品、トイレトペーパー等
	燃料費	1,800	灯油1,600千円 ガス代200千円
	光熱水費	3,900	電気代3,700千円 水道代200千円
	通信運搬費	250	電話回線、インターネット
	手数料	50	ネットバイキング・振込手数料等
	保険料	65	普通傷害保険
	委託料	3,873	清掃・消防・可動席・舞台機構・12条点検
	使用料・賃借料	340	下水道使用料・コピー機使用料等
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	2,000	消費税等
	計	12,578	
修繕費	800	施設内修繕	
その他	その他	2,500	各種事業講師謝礼等
	報償費	206	税理士・社労士
	計	2,706	
小計（指定管理業務）	28,084		
自主事業費	100	各種事業講師謝礼等	
合計	28,184		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北地区スポーツ施設分

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料		
利用料金収入	2,800	
その他	その他	0
	・・・	
	計	0
小計（指定管理業務）	2,800	
自主事業収入	0	
合計	2,800	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費		
維持管理費	消耗品費	300 施設管理消耗品
	燃料費	30 ガス代
	光熱水費	3,200 電気代3,000千円 水道代200千円
	通信運搬費	80 NTT
	手数料	0
	保険料	52 運動場賠償責任保険
	委託料	2,300 清掃・葉刈り・除雪・建築物12条点検等
	使用料・賃借料	50 下水道使用料
	備品購入費	0
	負担金	0
	公課金	0
計	6,012	
修繕費	400	
その他	その他	0
	・・・	
	計	0
小計（指定管理業務）	6,412	
自主事業費	0	
合計	6,412	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館分

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等	
指定管理料	27,596	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。	
利用料金収入	1,400		
その他	その他	300	
	生涯学習事業等	2,500	各種事業受講料等
	計	2,800	
小計（指定管理業務）	31,796		
自主事業収入	100	ピアノ発表会等	
合計	31,896		

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	12,000	全施設の人件費をまとめて計上すること。	
維持管理費	消耗品費	300	施設管理用消耗品、トイレトペーパー等
	燃料費	1,800	灯油1,600千円 ガス代200千円
	光熱水費	3,900	電気代3,700千円 水道代200千円
	通信運搬費	250	電話回線、インターネット
	手数料	50	ネットバイキング・振込手数料等
	保険料	65	普通傷害保険
	委託料	3,873	清掃・消防・可動席・舞台機構・12条点検
	使用料・賃借料	340	下水道使用料・コピー機使用料等
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	2,000	消費税等
	計	12,578	
修繕費	800	施設内修繕	
その他	その他	2,500	各種事業講師謝礼等
	報償費	206	税理士・社労士
	計	2,706	
小計（指定管理業務）	28,084		
自主事業費	100	使用料等	
合計	28,184		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北地区スポーツ施設分

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		2,800	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		2,800	
自主事業収入		0	
合計		2,800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	300	施設管理消耗品
	燃料費	30	ガス代
	光熱水費	3,200	電気代3,000千円 水道代200千円
	通信運搬費	80	NTT
	手数料	0	
	保険料	52	運動場賠償責任保険
	委託料	2,300	清掃・葉刈り・除雪・建築物12条点検等
	使用料・賃借料	50	下水道使用料
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	0	
計		6,012	
修繕費		400	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		6,412	
自主事業費		0	
合計		6,412	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール及び湖北図書館分

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等	
指定管理料	27,596	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。	
利用料金収入	1,400		
その他	その他	300	
	生涯学習事業等	2,500	各種事業受講料等
	計	2,800	
小計（指定管理業務）	31,796		
自主事業収入	100	ピアノ発表会等	
合計	31,896		

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	12,000	全施設の人件費をまとめて計上すること。	
維持管理費	消耗品費	300	施設管理用消耗品、トイレトーパー等
	燃料費	1,800	灯油1,600千円 ガス代200千円
	光熱水費	3,900	電気代3,700千円 水道代200千円
	通信運搬費	250	電話回線、インターネット
	手数料	50	ネットバイキング・振込手数料等
	保険料	65	普通傷害保険
	委託料	3,873	清掃・消防・可動席・舞台機構・12条点検
	使用料・賃借料	340	下水道使用料・コピー機使用料等
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	2,000	消費税等
	計	12,578	
修繕費	800	施設内修繕	
その他	その他	2,500	各種事業講師謝礼等
	報償費	206	税理士・社労士
	計	2,706	
小計（指定管理業務）	28,084		
自主事業費	100	使用料等	
合計	28,184		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湖北地区スポーツ施設分

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入		2,800	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		2,800	
自主事業収入		0	
合計		2,800	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	消耗品費	300	施設管理消耗品
	燃料費	30	ガス代
	光熱水費	3,200	電気代3,000千円 水道代200千円
	通信運搬費	80	NTT
	手数料	0	
	保険料	52	運動場賠償責任保険
	委託料	2,300	清掃・葉刈り・除雪・建築物12条点検等
	使用料・賃借料	50	下水道使用料
	備品購入費	0	
	負担金	0	
	公課金	0	
計		6,012	
修繕費		400	
その他	その他	0	
	・・・		
	計	0	
小計（指定管理業務）		6,412	
自主事業費		0	
合計		6,412	

注 事業年度ごとに記入してください。